

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令参照条文 目次

一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	1
二	ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）	2
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）	2
四	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）	22
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）	23

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2・3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 （略）

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とする）が、政令で定める産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2・13 （略）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

◎ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)(抄)

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理)

第二十四条 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「廃棄物の焼却施設に係る集じん機によって集められたばいじん及び燃え殻その他の爆発性」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十四条第一項に定めるもののほか」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令」と読み替えて、同法の規定を適用する。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)(抄)

(特別管理一般廃棄物)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物(第二号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第

七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三条並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

八 （略）

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一〜十一 （略）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 （略）

（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令

で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物（次に掲げるものをいう。以下同じ。）

(1)〜(8) (略)

ハ ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）をいう。以下同じ。）

ニ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十三条の四の規定により指定された汚泥（以下「指定下水汚泥」という。）

（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ホ 第二条第八号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「鉱さい」という。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該鉱さいを処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ヘ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号、第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつてカドミウム又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

リ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の五の項又は六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて鉛又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

- ヌ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の七の項又は八の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の八の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて六価クロム化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）
- ル ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて砒素又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）
- ヲ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項又は一二の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の一二の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつてセレン又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）
- ワ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）
- カ 廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- コ 廃油（廃溶剤（テトラクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ク 廃油（廃溶剤（ジクロロメタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ケ 廃油（廃溶剤（四塩化炭素に限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- コ 廃油（廃溶剤（一・二ジクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

- ツ 廃油（廃溶剤（一・一―ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ネ 廃油（廃溶剤（シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ナ 廃油（廃溶剤（一・一・一―トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ラ 廃油（廃溶剤（一・一・二―トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ム 廃油（廃溶剤（一・三―ジクロロプロペンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ウ 廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- オ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて鉛又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- カ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて有機燐化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- キ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて有機燐化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）

ものに限る。)であつて六価クロム化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

マ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて砒素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてシアン化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

フ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてポリ塩化ビフェニルを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてトリクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてテトラクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

テ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてジクロロメタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ア 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて四塩化炭素を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

サ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・二・ジクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

キ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一・ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ユ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じた

- ものに限る。)であつてシス―一・二―ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- メ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一・一―トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- ミ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・一・二―トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- シ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて一・三―ジクロロプロペンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてテトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- ヒ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―s―トリアジン(以下「シマジン」という。)を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- モ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてS―四―クロロベンジル||N・N―ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてベンゼンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- ス 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてセレン又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- ン 汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じた

ものにあつては、別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り、(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

六 (略)

七 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。)又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシンの量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

八 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十五号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

九 十一 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (略)

(2) 燃え殻又はばいじん(第六条の五第一項第三号イ(2)に規定するものを除く。)であつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(3) (略)

ニノヌ (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びヨによるほか、第三条第三号ヲ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲレ （略）

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツウ （略）

四・五 （略）

2 （略）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（1）に限る。）、「ニ及びホ並びに第四条の二第一号イ（1）の規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) （略）

(2) 燃え殻又はばいじんであつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の二の項から六の項までの第二欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第二欄若しくは第三欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第四欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(3) （略）

ロ イ（1）から（6）までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

ハ （略）

ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油並びに同条第五号カからウまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号チの規定の例によること。

ホレ (略)

ソ 第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物（別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた汚泥にあつては、同表の九の項から二二の項までの中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ネ (略)

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

四 (略)

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

六十三 (略)

十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
十四 (略)

別表第三(第二条の四関係)

一	大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場
二	大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一(以下「大気汚染防止令別表第一」という。)の三の項(水銀の精錬の用に供するものに限る。)、五の項(水銀の精製の用に供するものに限る。)、並びに一〇の項及び一一の項(水銀化合物の製造の用に供するものに限る。)に掲げる施設
三	大気汚染防止令別表第一の三の項(カドミウムの精錬の用に供するものに限る。)、五の項(カドミウムの精製、カドミウム若しくはその合金の鑄造又はカドミウム化合物を含有する塗料が付着した金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限る。)、九の項(カドミウム化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)、一〇の項及び一一の項(カドミウム化合物の製造の用に供するものに限る。)、一二の項(カドミウム化合物を含有する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する製銑又は製鋼の用に供するものに限る。)、一四の項、一五の項、二一の項並びに二三の項に掲げる施設
四	第七条第八号に掲げる施設
五	大気汚染防止令別表第一の五の項(鉛若しくはその合金の鑄造又は鉛くず、鉛合金くず若しくは塗料が付着した金属くずが混入している金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限る。)、九の項(鉛化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)、一〇の項及び一一の項(鉛化合物の製造の用に供するものに限る。)、一二の項(鉛くず、鉛合金くず又は塗料が付着した金属くずが混入している鉄くずを原料として使用する製銑又は製鋼の用に供するものに限る。)、一四の項並びに二四の項から二六の項までに掲げる施設
六	第七条第八号に掲げる施設
七	大気汚染防止令別表第一の三の項、一〇の項及び一一の項(六価クロム化合物の製造の用に供するものに限る。)、並びに一二の項(ステンレス鋼の製鋼又は低炭素フェロクロム若しくはシリコクロムの製造の用に供するものに限る。))に掲げる施設
八	第七条第八号及び第十三号の二に掲げる施設
九	大気汚染防止令別表第一の三の項(金属の精錬の用に供するものに限る。)、九の項(砒素化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)、一〇の項及び一一の項(砒素化合物の製造の用に供するものに限る。)、一四の項並びに二四の項(鉛の第二次精錬の用に供するものに限る。))に掲げる施設
一〇	第七条第十三号の二に掲げる施設
一一	大気汚染防止令別表第一の三の項(セレンの精錬又はセレン化合物の製造の用に供するものに限る。)、四の項、五の項(セレン若しくはその合金の鑄造又はセレンくず、セレン合金くず若しくはセレン化合物を含有する塗料が付着した金属くずを原

	料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限る。）、九の項（セレン化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）、一〇の項及び一一の項（セレン化合物の製造の用に供するものに限る。）、一二の項（セレン化合物を含有する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する製銑又は製鋼の用に供するものに限る。）、一四の項並びに一五の項（赤色系顔料の製造の用に供するものに限る。）に掲げる施設
一二	第七条第八号に掲げる施設
一三	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第二号及び第四号に掲げる施設
一四	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設
一五	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一（以下「水質汚濁防止令別表第一」という。）第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第六十六号、第六十七号、第七十一号の二並びに第七十一号の五に掲げる施設並びにトリクロロエチレンによる表面処理施設
一六	水質汚濁防止令別表第一第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号、第六十七号、第七十一号の二並びに第七十一号の五に掲げる施設並びにテトラクロロエチレンによる表面処理施設
一七	水質汚濁防止令別表第二十一号ハ、第二十三号の二、第三十三号ニ、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第五十三号イ、第六十六号、第七十一号の二イ及び第七十一号の五に掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタンによる表面処理施設
一八	水質汚濁防止令別表第三十三号ニ、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号、第六十七号及び第七十一号の二イに掲げる施設並びに四塩化炭素による表面処理施設
一九	水質汚濁防止令別表第二十八号ホ、第三十三号ニ、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号、第六十七号及び第七十一号の二イに掲げる施設並びに一・二―ジクロロエタンによる表面処理施設
二〇	水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十一号ハ、第二十三号の二、第三十三号ニ、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・一・一―トリクロロエタンによる表面処理施設
二一	水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる表面処理施設
二二	水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第五十三号イ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びに一・一・一―トリクロロエタンによる表面処理施設
二三	水質汚濁防止令別表第三十三号ニ、第五十号及び第七十一号の二イに掲げる施設
二四	水質汚濁防止令別表第一第四十九号、第五十号及び第七十一号の二イに掲げる施設
二五	水質汚濁防止令別表第二十一号ハ、第二十三号リ、第三十三号ニ、第四十一号ロ、第四十七号ニ、第五十号及び第七十一

	号の二イに掲げる施設並びにベンゼンによる表面処理施設
二六	別表第五の一の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
二七	別表第五の二の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
二八	別表第五の三の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
二九	別表第五の四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三〇	別表第五の五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三一	別表第五の六の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三二	別表第五の七の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三三	別表第五の八の項の中欄に掲げる施設（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びばいじんの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三四	別表第五の九の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三五	別表第五の一〇の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三六	別表第五の一の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三七	別表第五の一二の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三八	別表第五の一三の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
三九	別表第五の一四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四〇	別表第五の一五の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四一	別表第五の一六の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四二	別表第五の一七の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四三	別表第五の一八の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四四	別表第五の一九の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四五	別表第五の二〇の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四六	別表第五の二一の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四七	別表第五の二二の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四八	別表第五の二三の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
四九	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場

別表三の三（第六条、第七条関係）

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物

- 三 鉛又はその化合物
- 四 有機^{りん}燐化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒^ひ素又はその化合物
- 七 シアン化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一―ジクロロエチレン
- 十五 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 十六 一・一―一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 一・三―ジクロロプロペン
- 十九 チウラム
- 二十 シマジン
- 二十一 チオベンカルブ
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン又はその化合物
- 二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
- 二十五 銅又はその化合物
- 二十六 亜鉛^{あつ}又はその化合物
- 二十七 弗^ふ化物
- 二十八 ベリリウム又はその化合物
- 二十九 クロム又はその化合物
- 三十 ニッケル又はその化合物
- 三十一 バナジウム又はその化合物

別表第四（第六条の五関係）

一	別表第五の一の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設	別表第三の二の項に掲げる施設	水銀又はその化合物
二	別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設及び第七条第八号に掲げる施設	別表第三の三の項に掲げる施設	カドミウム又はその化合物
三	別表第五の三の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設及び第七条第八号に掲げる施設	別表第三の五の項に掲げる施設	鉛又はその化合物
四	別表第五の五の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設並びに第七条第八号及び第十三号の二に掲げる施設	別表第三の七の項に掲げる施設	六価クロム化合物
五	別表第五の六の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設及び第七条第十三号の二に掲げる施設	別表第三の九の項に掲げる施設	砒素又はその化合物
六	別表第五の二三の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設及び第七条第八号に掲げる施設	別表第三の一の項に掲げる施設	セレン又はその化合物

別表第五（第六条の五関係）

一	水質汚濁防止令別表第一第二十五号、第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第二十八号ホ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十二号ニからヘ	水銀又はその化合物
---	--	-----------

	<p>まで、第六十三号ニ及びホ並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにカーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る。）並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設（下水道終末処理施設を除く。以下同じ。）</p>	
二	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十六号イからハまで及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第三十七号ホ及びタ、第四十三号、第四十六号イ、ロ及びニ、第五十号、第五十三号、第五十八号（カドミウムを含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製業の用に供するものに限る。）、第六十二号ホ及びへ、第六十三号ハ及びホ、第六十五号、第六十六号、第六十八号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	カドミウム又はその化合物
三	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第四十九号、第五十号、第五十三号、第五十八号（鉛を含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製業の用に供するものに限る。）、第六十二号ロ（鉛電極又は鉛合金電極を用いて電解を行うものに限る。）、ホ及びへ、第六十三号ハ及びホ、第六十五号、第六十六号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	鉛又はその化合物
四	<p>水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	有機燐化合物
五	<p>水質汚濁防止令別表第一第十九号ト（クロム媒染を行うものに限る。）、第二十二号ロ、第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第三十二号、第四十六号イ、ロ及びニ、四十七号ロからホまで、第五十号、第六十三号ロ及びホ、第六十五号、第六十六号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	六価クロム化合物
六	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十二号ロ、第二十四号、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十七号ロからホまで、第四十九号、第五十号、第五十三号、第六十二号イ、ロ、ホ及びへ、第六十五号、第六十六号の三八並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若</p>	砒素又はその化合物

七	<p>しくは廃アルカリの処理施設</p> <p>水質汚濁防止令別表第二十六号イ及びロ（紺青の製造業の用に供するものに限る。）並びにホ、第二十七号イ及びロ（シアン化合物製造業の用に供するものに限る。）、へ並びに又、第二十八号イ、第三十二号イ、ロ及びハ（シアン化合物を含有する有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するものに限る。）並びにニ、第三十三号ロ、ハ及びリ、第三十四号ハからホまで、第三十七号ニ及びヨ、第四十六号イ及びロ（シアン化合物製造業の用に供するものに限る。）並びにニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十一号イ、第六十三号イ（液体浸炭を行うものに限る。）及びロ（シアン化合物を使用するものに限る。）、第六十四号、第六十六号、第六十八号並びに第七十一号の二に掲げる施設並びに貴金属製錬業の用に供する青化法製錬施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	シアン化合物
八	<p>水質汚濁防止令別表第二十三号イ、ニからチまで、又及びルに掲げる施設（故紙を主原料とするパルプ、板紙又は機械すき和紙の製造業の用に供するものに限る。）並びに第七十一号の二に掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ若しくはばいじんの処理施設</p>	ポリ塩化ビフェニル
九	<p>水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ホ、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第六十六号、第六十七号、第七十一号の二イ並びに第七十一号の五に掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。）並びにトリクロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	トリクロロエチレン
一〇	<p>水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ホ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ニ、第五十号、第六十六号、第六十七号、第七十一号の二イ並びに第七十一号の五に掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）、並びにテトラクロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アル</p>	テトラクロロエチレン

カリの処理施設	<p>一 水質汚濁防止令別表第一第二十一号、第二十三号の二、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第五十三号イ、第六十六号、第七十一号の二イ、第七十一号の五並びに第七十一号の六に掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設の施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	ジクロロメタン
一二	<p>一 水質汚濁防止令別表第一第三十一号イ及びハ、第三十二号、第三十三号ロからホまで、リ及びヌ、第三十四号、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る。）並びに四塩化炭素による表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	四塩化炭素
一三	<p>一 水質汚濁防止令別表第一第二十八号ホ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十七号イからハまで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（一・二―ジクロロエタンの回収を行うものに限る。）並びに一・二―ジクロロエタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	一・二―ジクロロエタン
一四	<p>一 水質汚濁防止令別表第一第十九号トからリまで、第二十一号ハ、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ロからホまで、リ及びヌ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第五十三号イ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油精製業の用に供する改質施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン又は一・一―トリクロロエチレン又は一・一―トリクロロエタン）の回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン又は一・一―トリクロロエタンの回収を行うものに限る。）並びにトリクロロエチレン、テトラク</p>	一・一―ジクロロエチレン

	<p>ロロエチレン又は一・一・一トリクロロエタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	
一五	<p>水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ロからホまで、リ及びヌ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ニ、第五十号、第五十一号ホ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はシス―一・二―ジクロロエチレンの回収を行うものに限る。） 、廃油の蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はシス―一・二―ジクロロエチレンの回収を行うものに限る。）並びにトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	<p>シス―一・二―ジクロロエチレン</p>
一六	<p>水質汚濁防止令別表第十九号トからリまで、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ホ、第三十七号イからハまで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第五十一号ホ、第五十三号イ、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油精製業の用に供する改質施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（一・一・一トリクロロエタンの回収を行うものに限る。） 、廃油の蒸留施設（一・一・一トリクロロエタンの回収を行うものに限る。）並びに一・一・一トリクロロエタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	<p>一・一・一トリクロロエタン</p>
一七	<p>水質汚濁防止令別表第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十七号イからハマで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第五十号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（一・一・二トリクロロエタンの回収を行うものに限る。） 並びに廃油の蒸留施設（一・一・二トリクロロエタンの回収を行うものに限る。） 並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	<p>一・一・二トリクロロエタン</p>
一八	<p>水質汚濁防止令別表第三十七号イからハマで及びタ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（一・三―ジクロロプロペンの回収を行うものに限る。） 並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	<p>一・三―ジクロロプロペン</p>

			<p>はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	
一九	<p>水質汚濁防止令別表第一第三十四号、第三十五号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号、第五十一号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		チウラム	
二〇	<p>水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		シマジン	
二一	<p>水質汚濁防止令別表第一第四十六号イ、ロ及びニ、第四十九号、第五十号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		チオベンカルブ	
二二	<p>水質汚濁防止令別表第二十一号ハ、第二十三号リ及びル、第二十九号イ及びロ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十四号、第三十七号イからハまで、ホからトまで、又、才及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第五十一号、第六十一号イ及びロ、第六十四号イ及びロ並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（ベンゼンの回収を行うものに限る。）並びにベンゼンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		ベンゼン	
二三	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十六号イからハまで及びホ、第二十七号イ、ロ、ヌ及びル、第四十六号イ、ロ及びニ、第五十号、第五十三号、第五十八号、第六十二号イ、ロ、ホ及びへ、第六十三号ホ、第六十五号並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		セレン又はその化合物	
二四	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十七号までに掲げる施設及びこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>		ダイオキシン類	

◎水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

別表第一（第一条関係）

一〇二十（略）

二十一 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

ハ 原料回収施設

二十一の二〇三十二（略）

三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 縮合反応施設

ロ 水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 静置分離器

ホ・チ（略）

リ 廃ガス洗淨施設

ヌ 湿式集じん施設

三十四〇三十六（略）

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ・ト（略）

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リ・ヨ（略）

タ 廃ガス洗淨施設

三十八（略）

三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。）

三十九～四十五 (略)

四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗施設

ロ ろ過施設

ハ (略)

ニ 廃ガス洗淨施設

四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ ろ過施設

ハ 分離施設

ニ 混合施設 (第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)

ホ 廃ガス洗淨施設

四十八・四十九 (略)

五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

五十一～六十六 (略)

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)

六十六の三～七十一 (略)

七十一の二 科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。) に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ (略)

七十一の三～七十四 (略)

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百一号) (抄)

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条 廃棄物 (次項各号に掲げるものを除く。) を法第十条第二項第四号に規定する場所 (以下「埋立場所等」という。) に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一～九 (略)

十 廃棄物処理令第二条の四第五号ワ、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一～十八 (略)

2
5 (略)